



永室地区

第 8 号

永室地区まちづくり協議会
(令和6年8月発行)

田園まちづくりニュース

第6回まちづくり協議会を行いました！！

6月30日（日）に第6回まちづくり協議会を開催し、19名の方にご参加いただきました。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございました。協議会では、昨年度の振り返りや今年度の活動内容に加え、地区の土地利用の意向を把握するための「アンケート調査」に関する説明を行いました。



今年度の活動内容について

今年度は、昨年度作成した「まちづくりに関する方針（案）」と「まちづくり構想図（案）」に基づき、地区の土地利用の方針を示した「土地利用計画図」についての検討を行います。合わせて、地区に必要な建築物の建築を許可するための区域を示した「特別指定区域図」についての検討も行います。

土地利用に関する5つの区域

森林区域 森林として保全又は森林を活用する区域

集落区域 集落として良好な生活環境の保全と創造を図る区域

保全区域 自然環境や歴史資源などの保全すべき区域

農業区域 農地として保全又は農地を活用する区域

特定区域 地域の活性化のための特定の用途の建築物を整備する区域

9つの特別指定区域

①地縁者等の住宅区域

②新規居住者の住宅区域

③地域調和型の事業所区域

④既存事業所の拡張区域

⑤既存工場等の用途変更区域

⑥地域資源活用区域

⑦利便増進区域

⑧コミュニティ拠点区域

⑨産業拠点区域

※「特別指定区域を指定することで永室地区が市街化区域になる」という意味ではございません。

例えば、地区に左記「②新規居住者の住宅区域」を指定した場合、以下の住宅の建築が可能となります。

②新規居住者の住宅区域で建てられる建築物

第三者誰でも住宅を建てることができるようになります。

専用住宅



兼用住宅



今年度の活動内容について

今年度は、前頁の「土地利用計画図」と「特別指定区域図」の作成に加え、引き続き永室地区の将来のまちづくりについての検討を行います。

昨年度の活動内容を振り返りながら、永室地区のよりよいまちづくりを実現するためには、どのような内容に取り組みればよいのかをみなさまで考えましょう！



例

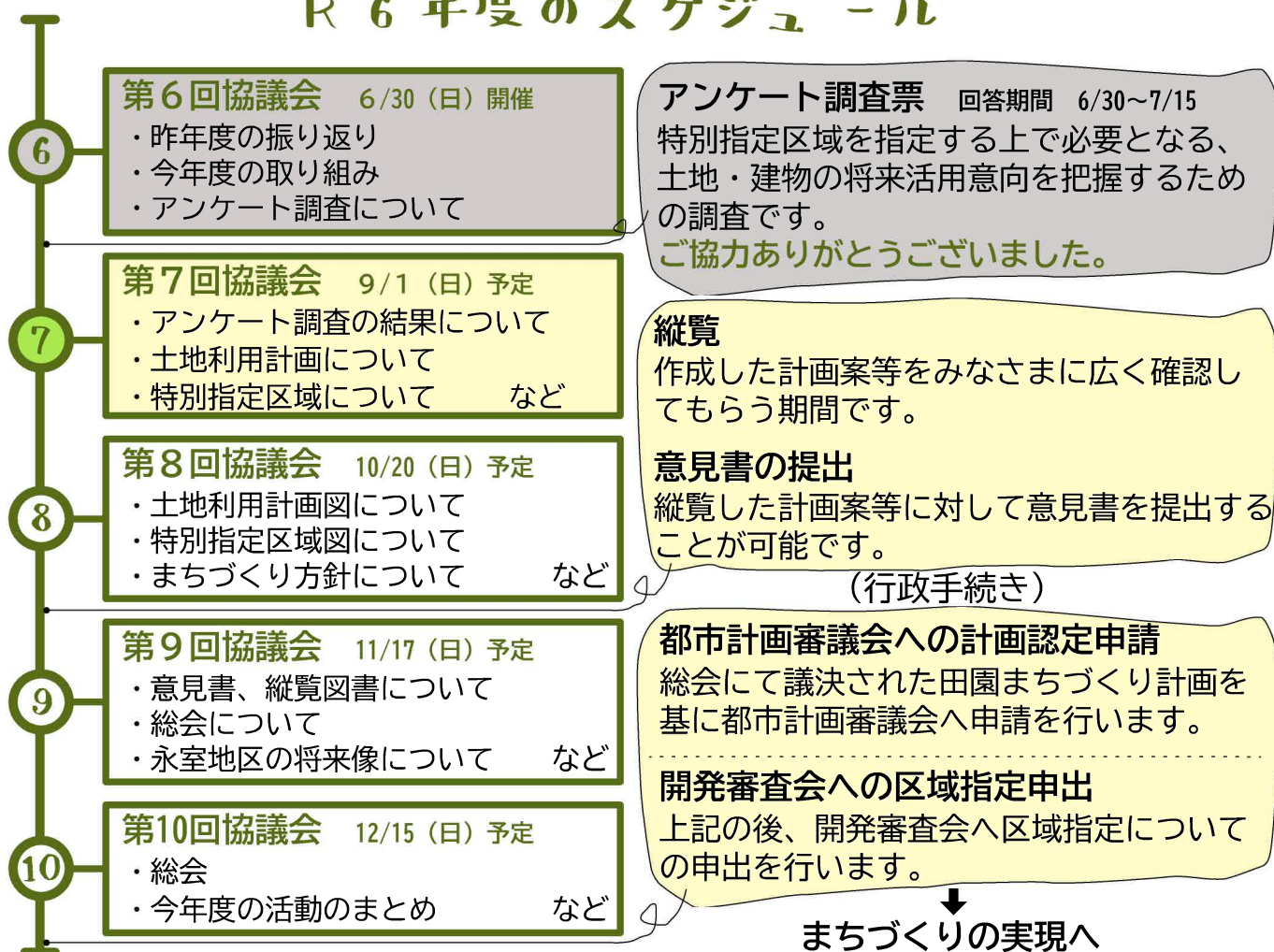
避難訓練や防災訓練を地域全体で行えたら安心。避難マップも検討できたらいいな。



例

長楽園グラウンドを多世代交流の場としてイベントとかの検討をするのはどう？

R 6 年度のスケジュール



次回の開催案内

日時 9月 1日(日) 14:00~16:00

場所 永室公民館 2F

お問い合わせ 永室地区まちづくり協議会会長 () まで

